

大津町プレミアム付商品券取扱店募集要領

1 事業趣旨

地方の消費喚起や生活支援を目的として、住民の個人消費を支援すると共に町内での消費を喚起し、町商業の活性化及び消費拡大を目的とする。

2 プレミアム付き商品券の事業概要

- (1) 名 称 大津町プレミアム付商品券
- (2) 発 行 者 大津町プレミアム付商品券事業実行委員会
- (3) 発 行 額 総額1億4千400万円（プレミアム3千600万円）
- (4) 発 行 数 36,000セット
- (5) 販売価格 1セット4,000円（500円券×10枚：つり銭なし）
- (6) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月15日（日）
- (7) 販売方法 引換券による引換販売
- (8) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
午前9時～午後5時（完売時点で終了）
- (9) 販売場所 大津町町民交流施設（オークスプラザ）

3 店舗登録の申請について

大津町プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱う事を希望する店舗は「大津町プレミアム付商品券取扱店申請書」及び「不利益取扱同意書」を実行委員会に提出する。なお、提出の方法は、郵送及び持参によるものとし、FAX又は電子メールでの提出は不可とする。

4 店舗登録の申請期限

「大津町プレミアム付商品券取扱店申請書（別記様式第1号）」及び「不利益取扱同意書」の申請期限は、令和元年7月25日（木）から令和元年8月23日（金）午後5時までとする。

5 登録店舗の認定

登録店舗の認定については、実行委員会の登録店舗一覧表への登録及び周知用ポスターの配布をもって代える。

6 取扱店舗の留意事項

店舗登録の申請期限を過ぎた場合でも店舗登録することはできるが、商品券の利用可能店一覧表（チラシなど）に掲載されない場合がある。

7 取扱店の責務

- ・商品券を使用可能な取引において、商品券の受領を拒んではならない。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

8 商品券取扱い厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用可能。
- ・商品券と現金の交換は禁止。

- ・商品券額面以下の利用の場合でも、お釣りは渡さない。
- ・不足額分が生じた場合は現金などで受け取る。
- ・使用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- ・商品券の盗難・紛失・滅失、偽造や模造等に対し、発行者は責任を負わない。
- ・未登録店舗で商品券が使用された場合、その換金措置には応じない。
- ・商品券の店舗間での交換は出来ない。

9 商品券の利用対象とならないもの

- ・出資や債務の支払（税金、振込代金、振込手数料、電気代などの公共料金等）
- ・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・たばこ事業法第2条第1項第3項に規定する製造タバコの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機械類及び仕入商品等の購入
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業（ゲームセンター、パチンコ店など）及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払（当該営業許可を得る必要があるにも関わらず、営業許可を取得していない店舗も同様とする。）
- ・特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・商品券の交換又は売買

10 参加資格

大津町内に事業所または店舗等を有する事業者（以下「店舗」という）とし、町内の店舗に限り商品券利用が可能である者。

但し、次の事業者は除く。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業を行う者
- ②特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行う者
- ③「9 商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う者
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者

11 換金手数料

無料とする。ただし、換金所は熊本県信用組合大津支店のみとする。

12 申込・問合せ先

大津町プレミアム付商品券事業実行委員会（事務局：大津町商工会）

〒869-1233 菊池郡大津町大津 1417 TEL 096-293-3421 FAX 096-293-3429